

広島県告示第二百七十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十八年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地		土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
<p>広島県吉浦東本町三丁目、同市吉浦東本町四丁目、同市狩留賀町、同市吉浦新出町、同市吉浦宮花町、同市吉浦岩神町、同市吉浦町、同市吉浦東町、同市吉浦松葉町、同市吉浦池ノ浦町、同市吉浦潭鼓町、同市吉浦本町二丁目、同市吉浦上城町及び同市吉浦中町三丁目</p>					
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び法規	区域の表示及び法規
狩留賀一（五〇六三）	土石流	狩留賀一（五〇六三）	土石流	区域の表示及び法規	区域の表示及び法規
狩留賀一（五〇六三隣a）	土石流	狩留賀一（五〇六三隣a）	土石流	区域の表示及び法規	区域の表示及び法規
狩留賀一（五〇六三隣b）	土石流	狩留賀一（五〇六三隣b）	土石流	区域の表示及び法規	区域の表示及び法規
狩留賀一（五〇六三隣c）	土石流	狩留賀一（五〇六三隣c）	土石流	区域の表示及び法規	区域の表示及び法規
狩留賀一（五〇六三隣d）	土石流	狩留賀一（五〇六三隣d）	土石流	区域の表示及び法規	区域の表示及び法規
狩留賀第二（五〇六四隣a）	土石流	狩留賀第二（五〇六四隣a）	土石流	区域の表示及び法規	区域の表示及び法規
狩留賀第二（五〇六四隣b）	土石流	狩留賀第二（五〇六四隣b）	土石流	区域の表示及び法規	区域の表示及び法規
狩留賀西川（九九）	土石流	狩留賀西川（九九）	土石流	区域の表示及び法規	区域の表示及び法規

吉浦東(六 四〇四隣 d)	土石流	次の図のとおり	吉浦東(六 四〇四隣 d)	土石流	次の図のとおり
吉浦東(六 四〇四隣 e)	土石流	次の図のとおり	吉浦東(六 四〇四隣 e)	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県西部建設事務所（呉支所）に備え置いて縦覧に供する。